

タイを経由して当地に渡航する際の注意

令和2年3月19日

【ポイント】

- 3月18日、タイ民間航空局は、タイ感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策を受け、渡航者に対する措置を発表しました。
- また、タイ航空ウェブサイトによりますと、タイ時間3月21日午前0時から適用するとして、日本を含む感染地域からタイ（バンコク）へ向かう場合には、●医師が発行する新型コロナウイルス陰性の証明書（英語又はタイ語）、●臨床検査の結果証明書（日本の場合はPCR検査結果の証明書）が必要となります。
- なお、今後タイ当局からの発表等により、運用変更等の可能性もありますので、最新の情報収集に努めて下さい。

・タイ民間航空局（The Civil Aviation Authority of Thailand(CAAT)）

<https://www.caat.or.th/wp-content/uploads/2020/03/CAAT-COVID-19-Practical-Guideline-18Mar20-1.pdf>

・タイ国政府観光庁

<https://www.thailandtravel.or.jp/news/66243/>

・タイ航空ウェブサイト（タイへ行く際の必要書類）

https://www.thaiairways.com/ja_JP/news/news_announcement/news_detail/certificate-covid19.page

【本文】

1 タイ航空ウェブサイトによりますと、タイ時間3月21日午前0時から適用するとして、日本を含む感染地域からタイ（バンコク）へ向かう場合には、●医師が発行する新型コロナウイルス陰性の証明書（英語又はタイ語）、●臨床検査の結果証明書（日本の場合はPCR検査結果の証明書）が必要となります。

2 また、タイ民間航空局は、航空会社に対して、搭乗手続き（チェックイン）時、日本を含む感染が拡大している地域からタイへ入国される渡航者について、以下の項目を確認し、乗客に対する審査を実施するよう通達を出しました。

※これらの措置は、タイ現地時間3月21日午前0時から適用されます。

・過去14日間の乗客の移動履歴を確認し、危険感染症地域（現時点では、韓国、中華人民共和国（含：マカオ、香港）、イタリア及びイラン）及び日本を含む感染が拡大している地域（現時点では、日本、フランス、スペイン、アメリカ、スイス、ノルウェー、デンマーク、

オランダ、スウェーデン、イギリス及びドイツ) に移動したか否かを確認する。

・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) につき感染している恐れがない旨を示す健康証明書を確認する。健康証明書は、出発日の72時間以内に発行されていなければならない。

・新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の医療費につき、10万米ドル相当以上の額を補償することが分かる健康保険を確認する。

3 上記の乗客が、危険感染症地域及び感染が拡大している地域への渡航歴があり、また上記健康証明書及び健康保険を提示できない場合は、航空会社は搭乗券を発行せず、搭乗が拒否される。

4 審査を通過し、搭乗券が発行された後、航空会社は健康に関する質問票 (T.8) を乗客に配布し、空港の検疫所において提出する。また、タイ空港公社 (AOT) のアプリケーションに自身の情報を入力しなければならない。

今後、日本を含めた各国の感染者数等の状況等を踏まえ、これらの措置が変更されることもありますので、引き続きタイ政府からの発表等の最新の情報収集に努めて下さい。

また入国時や病院受診時など、必要な場合にはきちんと日本等への渡航歴をご申告いただくようお願いいたします。

5 なお、外務省広域情報など当地で安全に滞在するための参考となる情報が以下のウェブサイトに掲載されておりますので、そちらもあわせてご確認ください。

○当館ホームページ：

<http://www.pk.emb-japan.go.jp/index.jp.htm>

○外務省海外安全ホームページ (パキスタン)：

http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2017C226.html

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにして下さい。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

○緊急時の連絡先：051-9072500 (在パキスタン日本国大使館代表)